

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 令和五年度県統計調査の実施
 - 特定計量器定期検査
 - 道路の区域変更
 - 道路の供用開始
- ### 【公告】
- 一般競争入札の実施
 - 公共測量の終了
- ### 【公安委員会】
- 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

（県例規集登載）

統計分析課

工業技術センター

道路整備課

”

デジタル推進課

監理課

交通企画課

交通企画課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第三百三十二号

令和五年度において、次の県統計調査を実施する。

令和五年六月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 県統計調査の名称及び目的

1 名称

岡山県のがんの就労・療養に関するアンケート調査

2 目的

県内でがん治療を受けたもしくは受けているがん患者に、就労に与える影響及び在宅を含む療養について調査し、現在のがん診療及び療養における問題点を抽出することや改善点を検討することを目的とする。

二 県統計調査の対象の範囲

1 地域的範囲

岡山県全域

2 属性的範囲

岡山県内のがん診療連携拠点病院、地域がん診療病院若しくはがん診療連携推進病院でがん治療を受けた若しくは受けているがん患者又は患者会に所属するがん患者で二十歳以上の者全数

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求める事項

患者本人の基本情報、診断されたがんの情報、がんと診断される前と診断された後の仕事の状況、がんと診断されたことによる家庭への影響、妊孕性について、相談支援センターについて、夜間・休日の外来化学療法について、自由記載

2 その基準となる期日又は期間

令和五年七月一日時点

四 報告を求める者

約六百人

五 報告を求めるために用いる方法

郵送調査及びオンライン調査

六 報告を求める期間

令和五年七月上旬から同年八月下旬まで

七 実施部課名

保健医療部医療推進課

◎岡山県告示第三百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下原船穂線
- 三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市真備町川辺字小屋谷二九九六番一 一地从り	新	六・七 八五・〇	六二〇・九
倉敷市真備町川辺字小屋谷二九九六番一 一地从り	旧	六・二 一〇・五	八八〇・一

◎岡山県告示第三百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	下原船穂線	倉敷市真備町川辺字小屋谷二九九六番一地先から 倉敷市真備町川辺字小屋谷二九九六番一地先 を経て 倉敷市船穂町柳井原二四三一番地先まで	令和五年六月二十一日

〔三二二〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達のついでに次のとおり一般競争入札を実施する。

令和五年六月二十日

岡山市長 伊原 隆 大

1 調達内容

- 1 調達件名
(1) 調達件名
岡山県ネットワーク分離スッチ更新業務 1式
 - (2) 調達業務の特質等
入札説明書及び岡山県ネットワーク分離スッチ更新業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (3) 契約期間
令和6年3月1日から令和11年2月28日まで
 - (4) 履行場所
岡山県総務部デジタル推進課が指定する場所
 - (5) 入札方法
入札金額は、借入物件の本体価格のほか、仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入に係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料及び運用保守料を含んだ総額の60分の1に相当する金額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ## 2 競争入札参加資格
- 次の要件のいずれにも該当する者とする。
- (1) 入札書の提出の日までに、令和5年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和5年岡山県告示第36号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分が「A」であるものであること。
 - (2) 賃貸借する物品について、第三者から県に貸付けを行わせようとする者にあつては、当該第三者が岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿に登録されており、当該名簿の営業種目が、「大分類：9その他、小分類：12レンタル・リース類」であり、そのランクが「A」である者をあらかじめ選定しておくこと。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 入札参加資格審査申請書手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を有しないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。なお、入札参加資格審査申請書は岡山県ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/>）から入手することができる。

(1) 入札参加資格審査申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700—8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課地域情報化班

電話 086—226—7264（直通）

(2) 入札参加資格審査申請書の提出期限

令和5年6月27日（火） 正午

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付の場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒700—8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課システム管理班

電話 086—226—7266（直通）

電子メールアドレス digital@pref.okayama.lg.jp

(2) 仕様書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和5年6月20日（火）から同年7月11日（火）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日）をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。また、入札説明書については岡山県総務部デジタル推進課のホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>）から入手することもできる。

ウ その他

仕様書の交付時に機密保持誓約書を提出すること。また、落札者以外の者は、開札後、機密保持誓約書に基づき、速やかに仕様書を返却すること。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申込手続

入札参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書を提出しなければならない。

エ 提出期間

令和5年6月20日（火）から同年7月20日（木）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1) の場所と同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。）なお、持参する場合は、事前に(1)の場所に電話又は電子メールで連絡の上、提出日の予約を行うこと。

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

令和5年8月1日（火）午前10時30分
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県庁地下1階出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印して、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の調達件名及び(1)の日時を記載したものに限り。）をもって令和5年7月31日（月）の午後5時までに到着するように郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として見積った契約金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、財務規則第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、財務規則第133条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規則第153条第2項において準用する財務規則第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ただし、財務規則第155条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札参加申込書を提出した者は、契約担当者から当該書類に關し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

Network Separation Equipment Okayama Prefectural Government Lease
Service Including Replacement Work : 1 set

(2) Contract period :

From 1st March, 2024 through 28th February, 2029

(3) Time limit for tender :

10 : 30 A.M. 1st August, 2023

(5) Contract point for notice :

Digital promotion division, Department of General Affairs, Okayama
Prefectural Government,

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-
8570, Japan

TEL : (086) 226-7266

〔三二二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年六月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市東区東片岡及び東幸崎地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量）	測量の種類
令和五年六月七日	終了年月日

◎岡山県公安委員会規則第十号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年六月二十日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第三号中「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」を「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」に、「自転車専用、自転車及び歩行者等専用」を「特定小型原動機付自転車・自転車専用、普通自転車等及び歩行者等専用」に改め、同項第三号の二中「自転車及び歩行者等専用」を「普通自転車等及び歩行者等専用」に改める。

第九条に見出しとして「（自動車以外の車両の牽引の制限）」を付し、同条第三号中「または原動機付自転車」を「又は一般原動機付自転車」に改める。

第十条第二号を次のように改める。

二 積雪し、又は凍結している道路において自動車（カタピラを有する自動車、二輪の自動車及び小型特殊自動車を除く。）を運転するときは、雪路用のタイヤ、タイヤチェーン等を取り付ける等有効な滑り止めの措置を講ずること。

第十二条第十一号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

様式第一号中「、」を「、」に、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」を「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」に、「自転車専用」を「特定小型原動機付自転車・自転車専用」に、「自転車及び歩行者等専用」を「普通自転車等及び歩行者等専用」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県道路交通法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。